

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年3月14日に実施した建築部各課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年1月29日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成20年1月24日

(2) 市長が講じた措置の内容(全文)

住宅課の住宅使用料の徴収に関する事務において、住宅課の敷金差引簿残高より会計課の歳入歳出外現金出納簿の敷金残高が114,300円多くなっており、その原因を特定できていないこと及び平成15年度以降、敷金が収入役により歳計現金等と一括管理され、運用益が減少していたことにつきましては、次のとおり改善等を行いました。

ア 市営住宅の敷金残高の不一致につきましては、平成9年度から18年度の10年間につきまして、入居者台帳と予算執行書類の照合を実施いたしました。敷金の未還付、未振替及び誤入力の事実を確認できませんでした。

上記調査の結果、当該相違分114,300円は、平成8年度以前の未還付又は修繕費への振替未処理分と思われませんが、平成8年度以前の調査につきましては、書類、帳簿等が既に文書廃棄されており、当該相違の原因及び該当者を特定することが困難な状況となっております。

このため、総務課等の関係各課と協議・調整した結果、該当者が特定されていない現状では消滅時効は完成しませんが、今後、該当者が特定され、還付の必要が生じた場合には、款10総務費 項05総務管理費 目80諸費 節23償還金、利子及び割引料から還付するということを確認した上で、当該114,300円につきましては、款85諸収入 項25雑入 目15雑入 節54住宅費雑入に振替処理を行いました。

なお、敷金管理におきましては、公営住宅管理システムに集計機能の追加修正を行い、所属長までの決裁を含め、四半期ごとに複数の職員で照合するなど、チェック体制を強化し、住宅敷金の適正な執行に努めております。

イ 敷金が収入役により歳計現金等と一括管理され、運用益が減少していたことにつきましては、平成19年5月31日から平成

20年3月19日の約10か月間について、当該年度の敷金還付見込み額を除く167,500,000円（敷金額の94.89%）を安全確実な定期預金により運用することで、運用益の増収を図るよう改善いたしました。

なお、毎年3月中旬から5月末までの期間につきましては、年度末における各種支出が集中すること及び年度当初における新年度分の市税等の納入期限が未到来であることから、市資金の運用に支障をきたす恐れも予想されるため、会計管理者（地方自治法の改正により平成19年4月1日に収入役が廃止されたことに伴い新たに設置）による歳計現金等との一括管理を行い、市全体の利益に協力してまいります。

（参考）

建築部定期監査の結果

- 1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成19年3月14日

- 2 監査の結果（抜粋）

住宅課の住宅使用料の徴収に関する事務を調査したところ、市営住宅の敷金管理において、次のような不適切な事例が見られた。

- （1）住宅課の敷金差引簿残高より、会計課における歳入歳出外現金出納簿の敷金残高が114,300円多くなっており、平成14年度以前から差異が生じていることは判明しているが、その原因を特定できていない。

さらに、月末や年度末における住宅課の敷金差引簿残高と会計課の歳入歳出外現金出納簿の敷金残高との照合確認については、行っていなかった事実を確認している。

- （2）平成14年度までは、住宅課が敷金を定期預金として運用していたが、平成15年度からは、会計課からの要請で、資金の効率的な運用を目的に敷金と歳計現金等が、収入役により一括管理されることとなり、敷金に対応する運用益の配分は、普通預金又は決済用預金扱いとされることとなった。その結果、こ

の間における敷金の運用益は激減している。

しかしながら、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第18条第3項では、敷金の運用益を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用することを求めており、また、相模原市市営住宅条例（平成9年相模原市条例第19号）第23条においても同様の定めがされているとともに、敷金の安全確実な方法による運用を求めている。

これらのことは、敷金管理の基本である帳簿と現金の照合確認や、関係法令等の求める敷金の管理・運用といった、基本的な確認行為が行われていなかったことを示している。

敷金は、家賃の滞納等がなければ、賃貸借終了時には入居者へ返還すべきものであり、また、平成17年度末で1億7千万円を超える敷金は、その運用益の入居者還元を求められているところでもある。

敷金の管理・運用に当たっては、その重要性について再認識するとともに、事務のあり方を見直し、適切な事務の執行を図られたい。

また、住宅課の敷金差引簿残高と会計課における歳入歳出外現金出納簿の敷金残高との差額については、引き続きその原因の究明に当たられたい。